

尾崎行雄の生涯と思想

加地直紀

- I はしがき
- II 尾崎の生涯
- III 政治家への条件
- IV 尾崎の思想① — 憲政論 —
- V 尾崎の思想② — 勤王論 —
- VI 結び

I はしがき

尾崎行雄は、明治二十三（一八九〇）年の第一回総選挙から昭和二十七（一九五二）年の第二十五回総選挙まで連続当選を果たし、翌年の第二十六回総選挙で初めて落選した。連続二十五回当選は尾崎のみが果たした、日本憲政史上に燦然と輝く大金字塔である。尾崎は、明治政府による選挙干渉の結果死傷者が続出した明治二十五（一八九二）年の第二回総選挙では民党候補、昭和十七（一九四二）年の第二十一回総選挙、いわゆる翼賛選挙の際には非推薦候補として出馬しながら、いずれも当選を果たしている。

衆議院議員在職六十余年の間、明治期には第一次大隈重信内閣で文部大臣、明治三十六（一九〇三）年から同四十五年（一九一三）年に東京市長、大正期に第二次大隈内閣で司法大臣を務めたが、尾崎の本領は院内での演説と院外での政治運動にある。院内では、明治二十九（一八九六）年の第六回帝国議会における第二次伊藤博文内閣を弾劾する上奏案の提出理由を説明する演説と、大正二（一九一三）年の第三十回帝国議会における第三次桂太郎内閣に対する弾劾演説とが著名である^③。院外では大正初期の第一次護憲運動の外に、大正中期の普通選挙運動や軍備制限運動^④、大正後期の第二次護憲運動を主導している。第一次護憲運動を主導した際、盟友犬養毅と共に「憲政二柱の神」と呼ばれたが、以後尾崎は折に触れ憲政の神と評され、かような評価は歿後も変わらない^⑥。連続二十五回当選、衆議院議員在職六十余年は尾崎以外になく、故に彼は憲政の神と称される^⑦。

同時に尾崎は生涯において、折に触れて主張を変えている。例えば日清戦争期の尾崎は、清国征伐と同国領有を求める強硬論を唱えていたが^⑧、その後国際協調論に転じ、昭和七（一九三二）年滯英中に満洲事変を批判しながらも、翌年帰国の途にある時には批判のトーンを下げている。大正初期には軍備制限論を唱えたものの、二個師団増設を推進する第二次大隈内閣の閣僚となると増師に反対せず「変説改論」と批判された^⑩。あるいは普通選挙尚早論を唱えていたが、米騒動や大正八（一九一九）年の外遊で直接行動論擡頭の実態をみたことにより普通選挙断行論へと転じている^⑪。かかる主張の変化について、既に明治四十（一九〇七）年に尾崎自身が弁明している。すなわち、自分の文章は「政治家の見地より、時代々々の必要に応じて」述べたものが少なくない。読者はその年月と「時勢を参酌」することを望む^⑬。尾崎は自身の変化、「変説」を自覚しており、それを時勢への対応と釈明しているが、かかる尾崎を「変説改論の徒」と位置付ける先行研究も存在する^⑭。憲政の神と称された一方で、「変説改論の徒」とも位置付けられる尾崎の生涯と思想とを検討するのが本稿の目的である。

なお本稿では、立憲政治、憲法政治、憲政のもたらすものが政党内閣、責任内閣、議会政治であるとする尾崎の主張を憲政論と呼ぶことにする。また大正後期に平凡社より出版された『尾崎行雄全集』を『旧全集』、尾崎歿後に公論社から刊行された『尾崎^{マヤ}堂全集』を『新全集』と表記する。

II 尾崎の生涯

本章で尾崎の生涯を振り返ることにより、彼が「政治家の見地」から時勢に如何に対応してきたかを明らかにする。尾崎は安政五（一八五八）年十一月二十日¹⁵、神奈川県津久井郡又野村（現・相模原市緑区又野）に生まれた。父行正は、いわゆる勤王の志士であり、自宅に勤王浪士が出入りしていた。後述の如く、かような家庭環境により、尾崎自身も勤王家となる。

明治七（一八七四）年、尾崎は慶應義塾に入学した。塾での人間関係が政治家尾崎を生み出すことになるが、同九（一八七六）年に退学した¹⁶。退学後、明治維新後の薩摩人の横暴を批判する「討薩論」を、『東京曙新聞』¹⁷に投書した。人生初の投書¹⁸が注目された¹⁹ことが契機となり引き続き投書を行い、同時に読書をし、また英書を翻訳・出版する等した。原稿料や印税で生活費を賄い、読書により立憲政治を学ぶことになる²⁰。

尾崎は明治十二（一八七九）年、『新潟新聞』主筆となる。「尚武論」と題する論説を同紙に連載、これを単行本『尚武論』として出版し、後述の如く、これが契機となり筆頭参議大隈重信の門下となる。しかし明治十四年の政変により大隈並びにその門下は下野するが、翌十五（一八八二）年、大隈を総理とする立憲改進黨が結成され、尾崎も入党した。改進黨はやがて事実上の解党状態になり、尾崎は同党の凋落をとどめるには至らなかった。加えて明治二十

(一八八七)年に保安条例違反により東京退去を命じられた尾崎は、東京にいても百計尽き「如何とも仕やうがない」ため、翌二十一(一八八八)年、欧米旅行に出かける。旅費は慶應義塾での先輩朝吹英二が工面した²¹。尾崎は英国滞在中、論文「帝室の尊榮を保存するは日本の独立を鞏固ならしむるの一大要務なる事」(以下「帝室論」)を執筆、当時彼が特派員を務めていた『朝野新聞』に発表した²²。「帝室論」は、尾崎の勤王論を始めとする政治思想の骨格を形成していた。尾崎の政治思想の根本を形成した、と評される所以である。つまり日本国内での読書や翻訳に加え、明治二十一年からの欧米旅行が尾崎の政治思想を形成したことが分かる²³。

明治二十二(一八八九)年二月の大日本帝国憲法発布に伴う恩赦を機に尾崎は帰国し、翌年に第一回総選挙が実施され尾崎は当選した。第二十五回総選挙まで連続当選を果たすものの、政治面では浮沈のある生涯であった。例えば第一次護憲運動や軍備制限運動を主導した大正期に、次のように評された。東京市長に挙げられ「一種の飾りもの」となり声価を大いに失墜させ「垂死の危地」に落ち、十年間鳴かず飛ばずで「むなしく雌伏した」。しかし第一次護憲運動により「垂死の危地より痛快に復活」した²⁴。東京市長に祭りこまれ沈黙を保ったが第一次護憲運動で「二代の男を揚げ」、最近「軍備制限の翻訳論」が当たり全国行脚をして木戸銭を儲けた²⁵。つまり明治期に東京市長に就任し不評を買った尾崎が、大正期のデモクラシーや平和を求める時勢に乗り復活したのである。しかし昭和戦前期になると、政界での影響力が減退するが、他方では第一回総選挙以来の連続当選自体が称讃されるようになる²⁶。初期議会以来当選十六回、島田沼南、河野磐州亡き今日最古参であり何と云っても「天下の名士は、名士²⁷」、明治二十三年以来連続当選し、犬養毅らと共に「常住議員」となり三重県に一名物を加えた²⁸、国会開設以来一度も土がつかない「常勝將軍²⁹」との評価はその好例である。

政界での影響力が衰えた尾崎であるが、従来とは異なり、昭和十年代には政界での軍部擡頭という時勢に抗する言

動を見せた。例えば昭和十(一九三五)年三月、第六十七回帝国議会に提出した質問主意書で次のように述べた。犬養毅首相を「虐殺」して以来軍部の威圧が増加した。議会においても言論の自由が許されない今日、言論の自由を完全に行使できるのは政治に関与できない軍人とその追従者だけである。盟友犬養暗殺を「虐殺」という文言を使用し、てまで批判したのであるが、これに対し海軍は、尾崎の主張は軍民離間や国内分裂を「煽動」する内容である、その「害毒」を想うと慨嘆に耐えない、「国体観念の不鮮明」に帰する「順逆の理」を弁えない足利時代の民心を想起させる、と反論した。³⁴あるいは昭和十二(一九三七)年二月十七日、第七十回帝国議会で軍部の政治介入を批判する演説を行い、国民は感嘆し新聞も全面を用い報じた。³⁵例えば演説当日の朝刊は、「議会開設以来の唯一人の議員」である尾崎が軍部に言及するので議場は緊張するであろうと報じた。³⁶「議会開設以来の唯一人」という表現からも、連続当選自体が評価されていることがわかる。³⁷昭和十六(一九四一)年二月の第七十六回帝国議会での登壇が不可能となると尾崎は、終戦後まで議会演説の機会がなくなり新潟県池之平に隠棲した。緊迫した時局下、尾崎の「声望」が落ちたためか来訪者が少なかったという。³⁸日米開戦後の昭和十七(一九四二)年四月三十日、第二十一回総選挙が実施された。尾崎は、翼賛選挙は憲法違反であり、議会政治の根本を崩すものとする、憲政論に立脚した公開状を東條英機内閣に提出するだけでなく、盟友田川大吉郎の応援演説においても同様の主張をして種種干渉を受けたが、当選した。³⁹

大東亜戦争後、民主主義の復活により尾崎は脚光を浴び、政治家や青年男女が尾崎を訪問し、かような情勢を新聞は「尾崎詣で」と評した。昭和二十(一九四五)年末には宮中に招かれ、「尾崎ブーム」が現出した。⁴⁰かような情勢下、翌二十一(一九四六)年四月十一日、第二十二回総選挙が行われ尾崎は当選する。尾崎当選は号外一面により報じられ、⁴¹全国最得票の有力候補と予測し「さすがに民主主義の大御所たる真価を発揮」と、一面トップで報じるものもあつた。⁴²昭和十年代に隠棲を余儀なくされた尾崎が、「尾崎ブーム」という時勢に乗り、「民主主義の大御所」と

して復活したのである。

「尾崎ブーム」という時勢に乗った尾崎であるが、その後総選挙ごとに得票は減少し、昭和二十七（一九五二）年の第二十五回総選挙で二十五回目の当選を果たしたものの、翌年のいわゆるバカヤロー解散後の第二十六回総選挙で初めて落選する。『朝日新聞』（東京本社版）は一面トップで、「第一回国会以来二十五回連続当選」の尾崎は当選が「絶望視」されていると報じた。⁴³『朝日新聞』（大阪本社版）は一面カタで、「国会開設以来二十五回連続当選の輝く記録」に終止符を打つことが確実と伝えた。⁴⁴尾崎の選挙区を担当する『朝日新聞』（中部支社版）はコラムで次のように伝えた。「第一回総選挙以来、二十五回当選という世界記録」を作ったが、遂に落選した。グラッドストーンよりも長い政治生活の最後を全うできなかったことは「いかにも惜しい」。尾崎の後援会である豊堂会の力も「時代の流れ」に抗しきれなかった。⁴⁵いずれも連続当選自体を評価していることが注目される。また中部支社版のコラムにおける、豊堂会が「時代の流れ」に抗しきれなかったとの指摘も看過できない。後援会のみならず尾崎自身が「時代の流れ」に抗しきれず初めて落選したといえよう。換言すれば「時代の流れ」に乗じたが故に、連続二十五回当選を果たしたのであるが、翌二十九（一九五四）年七月、衆議院名誉議員となるも同年十月六日九十七歳で死去する。

Ⅲ 政治家への条件

「政治家の見地」から時勢に対応してきたことにより連続当選を果たした尾崎が、そもそも政治家になりえた条件を、本章で考察する。

まず、尾崎が政治家を志した明治十年代の時代背景をみる。明治十年代は、自由民権に目覚めた日本国中に政治熱

が高まり、かような機運に応え政治小説が現れた時代であった。明治十三（一八八〇）年、戸田欽堂著『情海波瀾』が最初の政治小説として出版され、同十七（一八八四）年には、菊亭香水著・亭齋年参挿絵『惨風悲雨・世路日記』が刊行されて、青年層から好評となり飛ぶように売れたという。同十九（一八八六）年、末広鉄腸著『雪中梅』が出版され、朝に刊行、夕に売り切れ、三版、四版に及んでなお求めが引きも切らずと発行者が本音を漏らしたほど売れたということである。⁽⁴⁶⁾つまり尾崎が政治を志した明治十年代は、政治への関心が、とりわけ青年層で高まっていたことが分かる。

次に政治熱が青年層で昂揚した時代に、尾崎が政治家を志した動機についてみる。尾崎研究家である伊佐秀雄は、尾崎は明治七年、民撰議院設立建白書を読み、立憲政治確立のため一生を捧げる決意をした、十二・三歳の頃政治を志した、と説明している。⁽⁴⁷⁾しかし尾崎自身の説明は時期により異なる。例えば昭和戦前期に政治運動を始めた動機を聞かれ、別に原因はない、漢学教育を受け治国平天下を学び「ズルズルべつたり」入った、と答えている。⁽⁴⁸⁾しかし昭和戦後期には、民撰議院設立建白書を読み「全身が雷に打たれたような感激」を覚え政治家への志を固めた、とも述べている。⁽⁴⁹⁾また大正期には次のように述べている。明治十一（一八七八）年、十二年頃、『東京日日新聞』に勢力があり福地源一郎を政治家より偉いものとして尊敬し、新聞に執筆する者は誰よりも偉いように思い新聞記者になりたく思っていた。記者となり政論家となったが論ずるだけでは面白くないので、大隈その他の政治家に付き活動するに至ったのが明治十五年頃である。⁽⁵⁰⁾つまり新聞記者として政治を論ずるうちに、政治家になったというのである。

右のように尾崎の言による限り、政治家になった動機は判然としない。しかし尾崎を政治の道に導いた条件は、前章の検討より、第一に少年期の環境、第二に福澤の存在あるいは慶應義塾での人間関係、第三に大隈の存在を挙げることが出来る。以下右三点を検討する。

まず第一点目について述べる。前述の如く漢学教育を受け治国平天下を学んだと述べていることに加え、次のような回顧から、少年期より国事に関心を持っていたことが分かる。自分が学校で学んでいた五、六年間の日本は大きな変革期であり、激動する社会から「強い刺激」を受けた。明治六年の征韓論破裂から明治十年の西郷の反乱といった天下が大いに動こうとしていた時、自分は「座してこれを傍観しているに忍びないほどの動揺」を感じたが学ぶべきことが多い少年の身として勉学に日を送った^①。明治初年代の激動する日本社会により、「刺激」や「動揺」を受けたというのである。

次に第二点目について述べる。右のように国事に関心を持った尾崎は福澤の推薦により新潟に赴いた。尾崎が推薦された経緯は次の如くである。尾崎より先に慶應義塾生、古渡資秀が『新潟新聞』主筆として赴任していたが、コレラにより急逝した為、後任として尾崎が推薦された。福澤は『新潟新聞』創始者の一人であり社主であった鈴木長蔵に宛て、書簡を送った。すなわち、後任を「慶應義塾生」尾崎行雄に決定した。「多年本塾に在て文筆ある人物」で必ず主筆の任に堪えることができる。「人物は古渡同様」で彼より下ることはない^②。教え子を主筆に推薦する書簡であることを考慮しなければならないが、文章能力のみならず、人物をも評価している点が注目される。

また次の点も指摘しておく。前述のごとく尾崎は明治九年に退塾しているにもかかわらず、福澤が「慶應義塾生」と表記し、二年足らずの在学^③であったにもかかわらず「多年」としている理由は不明である。尾崎は「福澤先生を忘れる事が出来なかつた」為、先述の「討薩論」を投稿前に福澤に見せ取り縮まれる危険性を忠告されたこと、福澤が創刊したものの一時休刊となった『民間雜誌』再興に尾崎が関与したこと^④などから、退学後も福澤との人間関係は続いており、このため福澤は「慶應義塾生」、「多年」と表記し、あるいは尾崎を『新潟新聞』主筆に推薦したと推測できる。

新潟に赴任するにあたり尾崎は、福澤より新聞記者としての心得を受ける。すなわち、新聞に書くだけでなく演説会も開き目と耳の両方から世間を教導すべきであること、その他県会指導の必要などを巻紙に書き福澤は尾崎に渡したという⁽⁵⁵⁾。これを受け尾崎は新潟県会開設に尽力し、県会が開かれると書記として議事進行を指導した、という⁽⁵⁶⁾。本来書記席は議長席より下であったが、尾崎は名義が書記でも教師のつもりであったため議長席と並べて自分のテーブルを設置させた。あるいは議長に散会を命じ、あるいは自らが散会を命じたことも度度あったという。また新潟県令を主賓とする官民合同の宴会に新聞記者として招かれたものの末席であったため、かねてより「官尊民卑の陋習に憤懣」を感じていたことより県令の隣に席を設けさせ、挙句、床の間の花をもぎ取り県令の頭上や席上に振り撒き、帰ったこともあった⁽⁵⁷⁾。

官尊民卑への「憤懣」に基づく席次へのこだわりは、議会政治を理解した民権論者としての意気込みであるばかりでなく、中央政界から取り残された焦りとも言える。この間の心情を尾崎は、上述した県会指導の様を述べた後、次のように語る。まもなく自分は淋しくて堪らなくなった。新潟には敵もなく同志もない。我儘な生活に孤立する自分を見出し戦慄し、一刻も早く東京へ帰りたく焦った⁽⁵⁸⁾。焦りは新潟における孤立感に加え、全国の動向からも来ている。すなわち、中央政界から離れた越後の『新潟新聞』には競争相手もなく張合いがなかった。「田舎生活」の間に全国各地で自由民権論や国会開設論が非常に盛んになり、時勢の動向と中央の風雲を眺め雄心が大いに動き東京に帰りたいくて堪らなかつた⁽⁵⁹⁾。「田舎生活」の間に生じた全国的な風雲に雄心を掻き立てられ、焦りを生んだことが分かる。最後に第三点目について述べる。尾崎の処女作『尚武論』を読み才能を認めた矢野文雄は明治十四（一八八一）年、尾崎に明治政府への出仕を求める⁽⁶⁰⁾。矢野は慶應義塾で学び、筆頭参議大隈重信の側近となり大隈門下の第一人者と評されていた⁽⁶¹⁾。尾崎は上京し矢野に面会すると、二年間政府委員としての訓練をすることを求められた⁽⁶²⁾。矢野の推薦に

より、尾崎は自ずと大隈門下となった⁶⁵。また英国人アルフュース・トッド (Alpheus Todd 1821—1884) の著作『英国議院政治論』(On Parliamentary Government in England) の翻訳を依頼され、同書により尾崎の憲政論が形成されることになる⁶⁴。

新潟県内外の諸事情から焦りを感じていた時に、前述のように矢野からの勧誘があり東京に戻った尾崎は統計院に入った。やがて政変により下野するも、大隈門下として政界入りを果たした尾崎であるが、次章以降で政治家尾崎の生涯にわたる思想を検討する。

IV 尾崎の思想① — 憲政論 —

尾崎は大正時代にそれまでの人生を振り返り、自分の一生は立憲政治の為に費してきたので、残りの生涯も立憲政治のためにすべて費す覚悟である、と述べている⁶⁵。亡くなる二年前に出版した最後の自伝においても、日本に「欧米なみな立憲政治を確立することを念願」として七十余年間努力したと述べている⁶⁶。つまり尾崎の生涯一貫した「念願」は、立憲政治の確立を求める憲政論であることがわかるが、とりわけ「欧米なみ」としている点に注目したい。彼の憲政論の根底にある思想が勤王論であるが、本章では尾崎の憲政論をみる。

最初に、前述の如く尾崎が憲政論を形成するに至った『英国議院政治論』について述べる。日本憲政における同書的重要性は、次のように先行研究で指摘されている。英国政治制度を日本で最初に紹介したのは、福澤諭吉が慶応二(一八六六)年に出版した『西洋事情 初篇』であり、もう一つの「重要な著作」が『英国議院政治論』である。同書は、国王の権力は大臣を通して行使され大臣はその行使について責任を負う、大臣は議会、とりわけ下院の信任に

基づきその職を保持する、と責任内閣制、議院内閣制を紹介している。⁶⁷あるいは同書では、内閣制度は国王と議会とを結び付けており、行政・立法両権の間に緊密な相互作用がある、とも解説されている。⁶⁸また、トッドの重要な著作は“On Parliamentary Government in England”であり、同書はイギリス本国や自治領、十九世紀の日本における議会制度の発展において広範に役立てられた、と英国でも評価されている。⁶⁹つまり日英両国において、トッドの『英国議院政治論』は日本憲政の確立に重要性を持つと評価されていることが分かる。

日本内外でかような評価を受けるトッドの著作を翻訳して憲政論を確立した尾崎は、明治二十一年からの欧米旅行中に、彼の政治思想の根本を成す「帝室論」を発表した。「帝室論」で政治以外での帝室の役割を主張した後、尾崎は次のように唱える。「責任宰相の良制」が定まれば、政治事項は「内閣大臣」の奏請によるべきである。現代では国会により民心を察することができ、これを標準に政治を行えば民心を失うことはない。帝室が民心に従い「内閣大臣」を任用しすべての責任をこれに負わせれば、失策は「内閣大臣」の責任となる。国会開設後も「帝室内閣」を残し民心を顧みず「内閣大臣」を任免すれば人民は帝室を怨むに違いない。輿論により大臣を進退させず帝室の力で人望のない内閣を維持すれば、帝室は「人民の怨府」となるからである。⁷⁰「責任宰相」、「内閣大臣」は内閣総理大臣を指すものと解する事ができる。つまり尾崎は国会の支持を受けるものが総理大臣となる議院内閣制と、総理大臣が責任を負う責任内閣制を主張し、国会の支持がない「帝室内閣」、すなわち超然内閣を否定している。したがって責任内閣制を「良制」と評価する。ただし「帝室論」では、政党内閣を求めてはいない。

次に、政治思想の根本を成す明治二十一年の「帝室論」で責任内閣制や議院内閣制を主張した尾崎が、各時代に如何なる憲政論を主張していたかをみる。明治十四年の国会開設の勅諭により、明治二十三年に国会が開設されることとなると、明治十六（一八八三）年、次のように述べていた。二千五百有余年専制政体を奉じてきたため、日本人に

は代議政体に適合しない習慣がある。明治二十三年までに代議政体に適合すべき習慣を養成しなければならぬ。代議政体に不可欠な習慣とは、言論・集会の自由、道理に依頼し腕力に依頼しないこと、政党尊重、公正な政党抗争、政務・事務官の区別、妄りに法令変更をしないことがある。道理は代議政体の「柱石」であり、道理に依頼する習慣が必要であり、道理に依頼する習慣には言論・集会の自由が必要である。民意に基づき立法・行政をするのが代議政体であり、民意を顧みず君主の意見で内閣の進退を決めるプロシアは代議政体の下、政党の勝敗により進退が決まる英国は代議政体の上、大政党がなく頻繁に内閣が交代する仏国は中である。善良な代議政体を確立し帝室尊榮と人民の幸福とを保全しようとするなら、大政党の組織に尽力すべきである。^①代議政体、すなわち議會政治に言論・集会の自由^②や政党等が必要である、英国の政党内閣制が望ましい、道理を議會政治の「柱石」として重視するとし、善良な議會政治の確立が人民の幸福のみならず帝室の保全と関連付けて述べられている。また英国の政党内閣が望ましいという表現で政党内閣を求めている。二か月後には、次のように述べている。和漢の歴史書を読み直言を求める詔に遭う毎に感嘆する。英明な明治天皇は言路を開通しなければならぬと洞察し、即位にあたり五条を立て、万機公論に決すべしを第一条に置いた。自分は直言を求める詔を冀望する。今日天皇が皇国全体を苦慮していることが以前より深いであろうと「恐察」せざるを得ない。^③五箇条の御誓文を盾に言論の自由を求める論理、あるいは明治天皇により憲政がもたらされたとする点のみならず、天皇の苦慮を「恐察」するとの主張は二か月前にないものである。

第一回帝國議會は明治二十三年十一月二十九日に開会されたが、その約半年前に尾崎は次のように述べた。君民が対立して初めて憲法と自由とを得た欧米諸国と異なり、日本は上下相和し談笑の間に政体を一変し東亜唯一の立憲帝國となった。こうした天恵に浴する者には天下に尽くすべき天職がある。東洋の盟主になることが日本の天職であり、日本が盟主にならないと東洋は白人の膝下に叩拝する。天職を全うしようとするなら立憲政体を完成させねばならぬ

い。憲法制定尚早、立憲政体は白人の専有物というものがああり、日本が立憲政体の運用を誤れば万国の人は皆手を拍ち、沐猴は到底衣冠に堪えないであろう。憲法運用を成就すればアジア各国は日本を祖述する。これは日本をアジアにおける「自由の伝道師、立憲政体の天使」とする道である。日本が立憲政体を完成し東洋の盟主となりアジア各国を感化すれば、日本の国威は増進する。欧米人は立憲政体を占有していると妄想しているだけに、上手く立憲政体を運用し責任内閣を確立し欧米に勝る結果を出せば日本の声譽があがる^⑦。天皇と政治制度とを関連付ける記述や、立憲政治や責任内閣を求める点では従来主張と同様である。しかし日本人を猿とみなしかねない白人への対抗意識や「自由の伝道師、立憲政体の天使」という日本の位置づけ、日本の国威を強調している点が注目される。前述の欧米並みの立憲政治を確立したいとの念願に通底する主張である。因みに憲政上の白人への対抗意識に関し大正期にも尾崎は、日本人の立憲政治への思想知識が幼稚であることを指摘した後、次のように述べた。欧米人には立憲政治は自分たちの専有物で東洋人には運用できないと信じていたものが多い。日本に初めて国会願望運動が起こった時、猿の人似と罵倒したものもあり、できないことを親切に忠告したものもあつた。自分は「大に憤慨」し立派に立憲政治を運用し彼らを慚死させようとの決心で、この四十年余り微力を傾倒してきた。今日となつては自分が慚死せねばならぬかとの感想があり、「痛恨の至り」である^⑧。立憲政治運用上の自分の努力が至らなかつたことを痛恨視する文脈上ではあるが、猿に譬えてまで日本人の憲政運用を危ぶむ白人への「憤慨」からも、尾崎は欧米に匹敵する立憲政治確立に尽力したことが分かる。

明治天皇が崩御し大正時代になると、尾崎は次のように殊更に、明治天皇の偉業を称える。帝国人民は明治天皇の「御懿徳」により立憲政下の民となり、人類としての権利を得た。立憲政体維持の必要条件は、人民に生命財産その他の権利の所有者であるという自覚をさせることである。明治天皇の大業中最も偉大なものは日清・日露両役ではな

く、憲法を制定し君民の権利を明確にし、人民に生命財産その他の権利を附与したことである。立憲政体は諸政体中最も進歩したもので欧米人はこれを彼らの専有物と思ひ白人のみが運用できると妄断し、アジア人には運用できないと考えた。明治天皇は憲法を制定し日本人はこれを運用し、日清・日露両役では立憲政体の効験が著大なことを証明した。帝国憲法は君民の権義を確定し人民の生命財産、その他の権利を保證する。²⁶⁾つまり尾崎は、明治天皇の「御懿徳」により憲政がもたらされたと強調する。また明治天皇により人民に生命・財産その他の権利が附与された、立憲政治維持のため人民に権利の所有者である自覚を持たせること、ともしている。大正九年に発表した「解散と普選」では次のようにいう。明治天皇は専制政体を改め生命財産の権利を人民に附与する思召があつた為に維新の初めにあたり万機公論に決すと誓い、明治八年に漸次立憲政体樹立の詔を宣し、明治二十二年に憲法を發布したのであり、人民の生命財産は憲法により保障された。明治の「隆昌なる大御代」は明治天皇が着々と先手を打つたため現出したのであり、人民が議會を知らないときに万機公論に決すと、世間が立憲政治を知らないときに立憲政体樹立を宣し、明治十四年に国会開設の詔を發し、明治二十二年に憲法を發布した。今日普通選挙を尙早とするのは、明治八年に立憲政体樹立を宣した「御偉業」を承順しないことになる。²⁷⁾この主張は、いわゆる普通選挙法案を審議していた衆議院を原敬内閣が大正九年に解散したことを「非理不法の極」と批判するため書かれたものである点に留意する必要があるが、明治天皇の「御偉業」により日本の憲政が築かれたとする論理が際立っている。

ロシア革命後の大正六（一九一七）年末に出版した『立憲勤王論』で尾崎は、次の様に述べる。立憲政治は制度により民意の動向を察知し、君意民心の一致を図ることに神髄がある。政党内閣は君意民心を一致させる「最好方便」であり、憲政実施より生じる結果である。今日欧洲列国の皇位は概ね動揺し露国皇帝は一朝にして「傾覆の厄運」に遭遇したが、英国皇室だけ「中流砥柱の偉觀」を呈しているのは政党内閣により君意民心を一致させているからであ

る。帝国議会に民意が表明され、天皇は正確に民意を知ることになる。政党は世論表示の機関であり、所属議員の増減は民心により決まるため多数党は世望を負うものといえる。世望を負う政治家に行政を担当させることは政務が円滑になるだけでなく君意民心常に契合することになる。これは立憲政治の「一大理想」であり、政党内閣、責任内閣、議院政治はこの理想の実現である。独露皇帝の大権は英国皇帝の大権より広大と見なすものがあるが、独露帝室は英国帝室より安泰か。⁷⁹ 右の主張からも、立憲政治が政党内閣、責任内閣、議院政治をもたらすとする尾崎の憲政論は、天皇の存在と無縁ではないことが分かる。とりわけ革命により「傾覆」したロシア皇帝と、政党内閣により君位民心を一致させ「中流砥柱」となっている英国皇室とを対比させている点が注目される。尾崎はロシア革命を引き合いに、君意民心の一致をもたらす政党内閣制の必要性を、「最好方便」、「一大理想」として強調するのである。この外に、帝国議会に民意が表明されるとの記述に着目したい。大正中期には未だ普通選挙が実施されておらず、したがって帝国議会に民意が表明されているとはいえないがたい。君民一致を求める尾崎としては、当然続けて普通選挙を求めなければならぬ文脈であるが、彼は求めていない。同書の他の個所でも尾崎は普通選挙を要求していない。

しかし大正七年の米騒動と、翌年の欧米視察で直接行動論の擡頭や革命機運を経験したことにより、⁸⁰ 尾崎は普通選挙尚早論から普通選挙断行論へと転ずる。⁸¹ あるいは前出の「解散と普選」では、欧米に直接行動論があり日本でも直接行動による政治問題の解決を求める声があり立憲論者にとり「由々しき事態」である、普通選挙により直接行動論者を緩和しこれを立憲的に導くことにより安全弁を作るべきである、普通選挙とすると選挙権を所有するものと所有しない者との間に悪感を生じる、露・独両国は「惨状の最も甚だしきもの」である、と述べ、先述した明治天皇主導による憲政確立という主張の後、次のようにいう。自分が普通選挙を求める理由は道徳上の権利だけでなく政治上安全弁を開き不平不満の爆発を予防するためである。安全弁を作る前に不平不満が爆発しそうなほど鬱積するのは国

家のため憂惧すべきである。明治期に道理を議會政治の「柱石」とまで重視していた尾崎が、安全弁としての普通選挙により不平不満の爆発を予防することを、政略として求めるのである。明治天皇の「御懿徳」により確立した憲政が、直接行動に直面する「由々しき事態」という危機感を看取できる。

その後の尾崎の憲政論をみよう。大正十四（一九二五）年三月、衆議院議員選挙法改正案、いわゆる普通選挙法案成立後に出版した『政治読本』で、尾崎は次のように述べる。日本国民は封建制下では力の支配を受けた奴隸人であったが、一貫した道理のみに支配される立憲政治の下では自らを支配する「自主人」である。明治二十二年の憲法発布は「自主人創造の絶大偉業」であったが、多数国民は「奴隸根性」により立憲政治を運用し政治を行き詰らせた。

しかし自分は普通選挙実施後の選挙人の「覚醒」に望みを託す。「自主人」であることを自覚し、議會を通して第二維新を成就してほしい。これが本書を書く「心願」である。立憲制度は人々の生命財産を保證する最高の制度である。日本は王政復古後欽定憲法を実施し「聖帝の御恩沢」により生命財産その他を自律する権利を附与された。忠君愛国とはこの憲法を愛護し、その運用を完全にする努力のことである。立憲政治は平和と道理とによる政治であり、憲政を愛護する心を世界に施せば平和主義となり、国家に致せば愛国心となり、自身に行えば「自主人の本分」を全うできる。皇統の断続は君意民心の離合如何による。立憲君主政治を完成し君意民心の一致を図るべきである。帝王の権勢を拡大すべく努めたドイツ、ロシアは今どうなっているか。前者の覆轍に鑑み君意民心の一致を図るべきである。

衆議院は民意表明機関として君意民心の一致を実現すべき重要職分をもつ。立憲政治の本質は、人民は生命財産の所有者であることを認め、人民に法律制定に参与する権利を与えることである。立憲政治の本旨は、人民の生命財産に關する法律は人民自らが制定することである。しかし全国民が一堂に会することは不可能であり代議制度が作られた。政府と議會とが調和し円滑に国務を進めるために案出された最善策が政党内閣であり、政党内閣を責任内閣とも議院

政治とも言い色々名があるが、つまるところ憲政運用の一様式である。立憲政治には「道理を重んずる精神」が必要であるが、立憲政治を「腕力を主とする封建思想」で運用した結果、政治上の悲喜劇が毎年生じている。一票の行使は現状を打開し第二維新を遂行する「唯一最後の力」である。有権者は天皇直属の「護国軍」である。⁸³『政治読本』は、「聖帝」明治天皇の「御恩沢」による憲政確立や、独露両国での革命を引き合いにした君民一致を強調する勤王論を背景に憲政論を展開している点では、従来の主張の範囲内にある。しかし、次の二点が特異である。第一に、一転して冒頭から道理を強調していることである。第二に、人民を生命・財産その他の権利を所有する「自主人」と規定している点である。普通選挙により第二維新を起し行き詰った政治を直す、そのため有権者に選挙の大切さを教える必要があるとして書かれた有権者への啓蒙書であるだけに、「奴隸根性」を捨て「自主人」となるべきであると強調したといえる。また憲政が君民一致をもたらすとする主張が散見されることに注目したい。

かように明治期以降一貫して立憲政治、政党政治、議会政治を求めてきた尾崎であるが、大正十年に普選法案を巡り憲政会を除名され、やがて無所属議員となった昭和初年代に憲政論を変化させる。因みに大東亜戦争敗戦後に尾崎は、政党が封建性を脱しきれないことを体験した結果「すべての政党にあいそ」をつかし無所属議員となった、と回顧している。⁸⁴憲政論の変化としては例えば、科学文明の発展により世界文化は進歩してきたことを述べる文章の中で次のように述べる。今日各国が実行している政党政治は十八世紀に始まり十九世紀に全盛であつたが、二十世紀はこれではいけない。憲政の祖国英国でさえ最早議会における両党党首の対決を礼服用用の討議と「冷笑」するようになり、イタリアでは上からの独裁政治が国家の危機を救い、ロシアでは下からの独裁政治が行われ、英国でも独裁政治論が起こつてきた。しかし日本は政党を万能視し政党政治を金科玉条としてこれでないといふと政治ができないと考えている。日本人の政治思想は「世界で一番の旧思想」である。人類が進歩し理解力が発達すれば政治を首領たるべき人物

を信じ一切を任せるのが当然である。これは服従ではなく理解して委せるのだから、両党党首が議会で「切合ひ」するより「遙かに完全した政治」ができる。優秀な人物に理解して委せることは世界が到着すべき「政治の運命」である。⁸⁶

政党内閣により君意民心の一致を図らなかった独露両国の専制政治をこれまで否定してきた尾崎が、「切り合ひ」にすぎない政党政治より「遙かに完全した政治」、「政治の運命」として独裁を是認しただけでなく、政党政治を金科玉条視することを世界一の「旧思想」と否認している。かつて政党内閣は、最もよく日本の「国体に契合」しているとしていただけに、⁸⁶かような政党政治の否定は際立つ変化である。

政党や政党政治に疑問を呈する尾崎は、次のように軍人内閣を求める。最近の日本は多くの点で「無限の憂慮」を感じさせるが、往くところまで往き死活を決めることになるだろう。その意味からすれば寧ろ「純然たる軍人内閣」を組織させ、外務・大蔵省の牽制なしに思う存分軍部に所信を断行させる方がよいと思う。軍部と外務省、軍部と大蔵省等が牽制しあつては中途半端になってしまう、国家の損害が大きくなる。⁸⁷尾崎は明言してはいないが、これは満洲事変や満洲国建国により国際社会で孤立し始めた日本への「無限の憂慮」に基づく主張である。軍部と中央官庁との牽制が国家に損害をもたらすとの文脈ではあるが、君意民心の一致をもたらすものと政党内閣を位置付けてきた尾崎が、「純然たる軍人内閣」を求めるに至った。

昭和初年代に政党政治を否定し軍人内閣を求めた尾崎は、昭和十年代には一転して、政党の必要性を認める主張を行い始める。例えば昭和十一（一九三六）年の二・二六事件前には尾崎は次のようにいう。犬養毅内閣以降超党内閣ができるようになり、超党内閣が続けば政党は多分幾つかに分裂する。そうすれば政友会や民政党より多少良いものができるし、よいものが出来れば政権を持たせてよいが、当分は現在のような内閣がよい。政党政治が一時失敗した以上軍人政治は、「止むを得ざる運命」とあきらめている。ただし軍人政治が失敗したら責任を取り割腹する覚悟を

持ち、局に当たることを願う⁽⁸⁸⁾。政党内閣の対極にある超党内閣や軍人政治を、やむなしとするのである。ただし政党政治を「旧思想」と断じた尾崎が、超党内閣により分裂した後の政党には政権を持たせて良いとする含みのある主張をしている。また二・二六事件後には、立憲国家では国家に害をなすものがあれば事実と道理を挙げ言論に訴えるべきである、二・二六事件にしても暗殺は未熟な独断によるものとして、同事件を第一篇「憲政の旗の下に」で批判した著作では、次のようにいう。議会政治は一党内閣、連立内閣、超然内閣の区別があつてもいずれも政党の後援を必要とする。党弊に懲り政党を否認することは議会政治を否認することであり、独裁専制政治に向かう結果になる。政党は一時崩壊しても必ず他の形名により現出する。自由党や改進黨が変遷を経て政友会、民政党となつたのと同じ歴史を繰り返す⁽⁸⁹⁾。二・二六事件前には政党に関し含みのある主張をしていた尾崎が、議会政治に政党は必要であると明言しているのであるが、同事件が政党再評価の契機となつたと看取できる主張となつている。同時にこれは明治十六年以來の、道理に依頼し腕力に依頼しないという主張の帰結といえる。

二・二六事件を契機とし政党を再評価するに至つた尾崎は、昭和十二年の宇垣一成内閣流産で明らかになつた軍部の政治介入を、同年二月の第七十回帝国議会で、次のように明確に批判した。二・二六事件以後軍部勢力が増したかのように見え、誰もその力を抑えられなくなつた。軍部勢力が伸びたのは政治に関与する為である。日本では内閣の上に「軍部ト称スル役所」がある形であり、独立国のように見え「非常ナ悪寒」を世間に与えている。始終大臣の上に立ち大臣を監督する者がいる⁽⁹⁰⁾。二年前に軍人政治をやむなしとした尾崎が、二・二六事件を契機に明確に軍部を内閣の上の「役所」、独立国と批判し、政治介入を「非常ナ悪寒」と厳しく難するに至つたことが分かる。また別の論稿では次のようにいう。立憲政治は力ではなく「道理を主とする」。「立憲は道理」である。政党関係でないもの以後二、三回内閣を作らせれば政党は分裂か改心するかして良くなる。立憲政治は政党によつて行うより他に方法がな

い。政党を否認した立憲政治は「空想」である⁹¹。政党政治を「旧思想」とまで酷評した尾崎が、二・二六事件や軍部の政治介入を契機に、政党なき立憲政治は「空想」であるとして政党を再評価するに至ったことが分かる。因みに尾崎は政党批判をした経緯について大東亜戦争後、立憲政治に政党は不可欠である、自分の政党攻撃は政党を良くし「軍閥のばつこを押へつける、権威ある政党政治」を実現するためであったが残念なことに失敗した、と回顧している⁹²。

かように昭和初年代以降政党や党内閣に対し一時的に否定的になっていった尾崎であるが、立憲政治を求める姿勢に変化はない。欧洲における独・伊両国の擡頭を受け日本でファシズムを是認する風潮が生まれると、尾崎は次のように説いた。立憲政治以外に帝室の尊厳を安全に長く維持する方法はなく、帝室の尊厳と安泰を願うものは立憲政治以外の政治、すなわち独裁政治を夢にも考えられないはずである。ファッショ政治やナチス政治を日本に輸入する場合、帝室の位置をどうするのか。北条、足利、徳川の独裁時代に帝室は「無念に耐へないほどの悲運」にあった⁹³。あるいは次のようにも言う。鎌倉幕府以降約七百年間、朝廷と人民とは疎隔していた。こうした不幸を避けるには君民一致を図らないといけない。君民一致を達する方法としては、立憲政治以上のものはない⁹⁴。帝室尊厳を始めとする勤王論から立憲政治を求める明治期からの主張は、昭和十年代になっても変わっていない。また昭和初年代には、「完全した政治」、「政治の運命」と称した独裁政治を勤王論に基づき否定したのである。

日米開戦後の翼賛選挙の際にも、前述の如く選挙干渉を受けながら、尾崎は次のように唱えた。明治天皇が制定した憲法により人民の幸福安寧は保證された。自分達は大御心を奉戴し立憲政治の発達に尽力して政党も組織したし、党内閣の組織を命じられるようにすれば皇室と人民のために最も安全であると考えた。正しい立憲政治が行われるようになり、党内閣が憲法の常道と称えられるようになったが、政党は賄賂などの不正により多数を獲得するに至った。自分は政党の外から匡正しようと思ひ、今の政党に組閣させるのは憲法の常道ではないだけでなく、「逆道」

である、これを改めないと政党は自滅すると唱えたが、遂に無政党となった。しかし立憲政治が「正しい政党」なしで行われるとは思わない。多数決は民主主義だから悪い、立憲主義者は自由主義国英米と親しく悪いものといわれる。しかし人民の権利・義務・自由は憲法で保護されており、憲法を反故にする意見に賛成してはいけない⁹⁵。欽定憲法により人民の幸福安寧が保証されたとの主張や、明治以降の自身の立憲政治確立に向けた政治行動を紹介し、あるいは昭和期の腐敗した政党への批判を述べている点では従来の主張と変わりはない。しかし賄賂などの不正を行わない「正しい政党」なしでは立憲政治は行えないとの主張は、昭和初年代の政党や政党政治への疑問視とは異なっている。超党内閣により分裂した政党には政権を持たせて良いとする従前の含みのある主張と通底するものである。また自由主義国英米と親しいものとして立憲主義者を批判する意見に対し、欽定憲法を盾に反論する論理が注目される。

因みに尾崎同様非推薦候補として出馬した齋藤隆夫は、経済、財政、生活保障等に関して政見を述べた後、最後に、国内政治について幾多の述べるべき点があるが字数制限のある公報であるため述べられないことを遺憾とする、としている⁹⁶。同様に字数制限のある中で尾崎は、欽定憲法を盾に立憲政治を擁護しているのであるから、齋藤は政治に言及することを避けたととらえてよいであろう。換言すれば昭和十年代に軍部批判を行い衆議院議員を除名された齋藤ですら言及しなかった政治について、正面から言及した尾崎の主張は際立っている。

大東亜戦争終戦後も、立憲政治を主張しながら、政党に対し厳しい指摘をする姿勢は変わらない。例えば終戦約一年後、鎌倉幕府以降約七百年間朝廷と人民とが疎隔され上下の不幸となった、こうした不幸を防ぐためには君民一致を図らねばならない、君意民心を一致させるのは立憲政治以外にない、と述べ立憲政治を求めた⁹⁷。あるいは、現在の政党人には「真の立憲政治」はわからない、党利や私利のためにやっているだけである、日本の立憲政治は失敗の歴史ばかりである、とも述べている⁹⁸。換言すれば尾崎は、「真の立憲政治」確立のために政党人に党利・私利を除くこ

とを求めてきたが、その努力は叶わなかったというのである。

本章の検討より、尾崎は生涯をかけ欧米並みの立憲政治確立を求めてきたこと、立憲政治が政党内閣をもたらすとしながらも昭和初年代には政党や政党政治を一時的に否認するようになったことが分かる。つまり尾崎の憲政論は政党を巡り微妙に変化をみせたが、常に背後にあったのは彼の勤王論である。憲政が君民一致をもたらすとの再三にわたる主張は、その好例といえる。次章では尾崎の勤王論を検討する。

V 尾崎の思想② — 勤王論 —

尾崎は、自身が勤王論を育むに至った経緯を次のように述べる。自分が六、七歳の頃父は常に王事に奔走しており、自宅への訪問者の多くが勤王の志士で、父と行動を共にしていた。勤王の何たるかは理解できなかったが、この一語は「深く心底に印刻」された。明治維新後父自身から話を聞き、あるいは平田塾に学び勤王の一語は「牢固抜く可らざる信念」となった。⁹⁸因みに尾崎が学んだ頃の平田塾の塾頭は、平田篤胤の子息鉄胤が塾頭を務めていた。¹⁰⁰つまり家庭環境や平田塾での教育、とりわけ父の影響により幼少期から尾崎は勤王心を育み、勤王は確固不拔の信念となったことが分かる。

かような家庭環境で育まれた勤王心を持つ尾崎が、トッドの著作を翻訳したのであるが、トッドの自序の中に尾崎の勤王論を考察する上で看過できない記述がある。トッドは、「On Parliamentary Government in England」を著述した動機を序文の中で、次のように語っている。各所に勃興し各国国体を転覆しようとする勢いを示す「民主政ノ進潮」に抵抗するには英国植民地政府の組織を更改しなければならない。カナダや英国領諸国で「民主政ノ分子各所ニ跋扈」

している。古来からの勢力を剥奪しようとするのは「今代ノ風尚」であり、「英国王固有ノ尊嚴」もこの五十年間に損消した。議院政体における「至尊真誠ノ位置」を説明することは極めて困難であるが、自分はいくつの意見を参考にし、これを説明しようとする。英国立憲政体では、「衆意ノ勢力頗ル重大」だが「王者ノ勢力モ亦甚ダ重大」である。君主国に在っては国王もまた「至当ノ権力」を持たねばならず、現に英国王は持っていることを表章する¹⁰²。君主国で擡頭してきた「民主政」を求める「風尚」に対し英国国王の「尊嚴」を守るためにトッドは“On Parliamentary Government in England”を著述したと自ら説明するのである。つまりトッド自身も勤王家であることが分かる。因みにトッドは同書を執筆した時、カナダ州議院附属図書館司書であった¹⁰³。なお右のトッドの自序は尾崎の新・旧両全集に収録されていない。

トッドの同上書が尾崎の勤王論に影響した可能性を示す例として、尾崎の翻訳『英国議院政治論 至尊一名王室篇』における次の記述を挙げられる。因みに同書は『英国議院政治論 王室篇』と題して『旧全集 第一卷』に所収されているが、『新全集』には収められていない。「玉座ノ陰」で職権外の言論を進め「不当ノ勢力」を弄して国王を動かす「曖昧寵臣」も、かつては憂慮すべきものであったが、政治上の徳義が大いに進歩した今日では陰險な術数を用いるものがない¹⁰⁴。国王の政治利用を「玉座ノ陰」と警えるのであるが、早くも尾崎は明治十五（一八八二）年に、プロシアの王室内閣における大臣の政治利用を、「玉座の隠」で「人民憤怒の弾丸」を避けようとする、と批判した¹⁰⁵。また後述の如く、「帝室論」でも類似した表現がある。さらに前述の如く第六回帝国議会における第二次伊藤内閣弾劾演説と、第三十回帝国議会における第三次桂内閣を弾劾する演説は尾崎の代表的な演説であるが、両者に共通点がある。すなわち両演説で尾崎は天皇を政治利用する点を批判するのであるが、類似した表現を用いている。第六回帝国議会では「玉座ヲ以テ楯トナシ」民党の攻撃を防ごうとすると、第三十回帝国議会では「玉座ヲ以テ胸壁トナシ」

政敵を倒そうとすると述べ、批判している¹⁰⁷。中でも桂首相に対する批判の件は著名である¹⁰⁸。しかも第三十回帝国議会での演説は、桂首相の態度に激怒し登壇した為、準備した演説を「全く忘れ」喰ってかかったと尾崎自らが回顧している¹⁰⁹。つまり感情的に行った演説であるだけに、「玉座ヲ以テ」という表現はトッドの著作を翻訳したことから生まれたことが推測される。なお第六回帝国議会と第三十回帝国議会における尾崎の演説での、玉座を楯にするという譬えの類似点は既に指摘されているが、この表現はトッドの著作の翻訳から生まれた可能性や、明治十五年の評論で既に用いられていることには言及されていない¹¹⁰。

家庭環境とトッドの著作により形成された尾崎の勤王論が、いかに展開されているかをみるために、まず尾崎の政治思想の根本をなす「帝室論」の主張をみる。国会開設二年前に刊行された「帝室論」の中で尾崎は次のようにいう。日本の滅亡を防ぎ三千年間「日本の一統」を全うしたのは帝室の力であり、日本における帝室は「要の扇子に於けるが如」しである。帝室の便益として国会と政府、上下両院の対立を調和する等があるが、便益の他に比類ない「神聖無辺の勢力」があり、人民が帝室を敬愛すれば、人民の結合は鞏固になり国家の独立は堅牢になる。帝室の徳義により王政維新となったのであり、「神聖なる玉座を以て人民の攻撃を防ぐの楯甲」とするようなことがあつてはならない。自分の目的は、帝室は「国家独立一統の最大要素」であることを世人に知らせ帝室尊榮を増加させる方法を講ずることである¹¹¹。つまり尾崎は、扇の要に相当する帝室を持つ神聖な力が日本の「独立一統」をもたらし得るものとしており、しかるが故に、玉座を楯とするが如き帝室の政治利用を戒めた。また「帝室論」は、独立をもたらし求心力としての帝室の効用を強調し、その尊榮を求めるための勤王論であることがわかる。

次に「帝室論」で示された尾崎の勤王論は、各時代において如何に展開されていたかをみる。処女作『尚武論』の「第十章 国家興亡之常勢」で次のようにいう。日本は「皇統連綿」、神武天皇即位以来二千五百有余年興亡の変は

ないのだが、武風盛んな時は榮え、文弊入る時は衰える。上古には帝室が兵権を握り、乱を治めていたが、中国大陸より制度文物が移入し文弱の弊が生まれると、兵権が下に移り外戚が威服を弄し国家は衰弱し、武風が生じると国家は元氣となった。源頼朝は武により興り、北条氏が天下を治め、足利氏が覇権を握り、徳川氏が天下を治めたがやがて文弊に陥り、志士が憤激して王政復古となった¹⁵⁾。神武天皇以来の連綿たる皇統を指摘しているものの、後述の如く尾崎は源、北条、足利、徳川により悲運に陥った帝室という見解を持論としていた。しかし処女作では、むしろ武家政治を国家に元氣をもたらすものとして肯定的にとらえている点が、後年の尾崎の勤王論とは異質である¹⁶⁾。

次に、国会開設の勅諭煥発から二年後に発表した評論をみる。神武天皇即位後二五〇〇年、日本の進歩は大きくも迅速とは言えず、武門が権力を握ると進歩の機運は兵乱により破壊されたが、開国後の進歩は今日の欧米の進歩に比し驚くべきものがある。鎌倉幕府により政権が武家に帰した後の七〇〇年間は政治上の進歩はほとんどなかったが、「今や幸にして聖明上に在り」、人民はこれまでの陋習を脱した。この七〇〇年間に養った人民の知識を政治に施すべきである¹⁷⁾。鎌倉幕府から徳川幕府までの七〇〇年間停滞していた日本が、「聖明」たる明治天皇を戴く今日は欧米に比し驚くべき進歩をしているという指摘に、勤王心、とりわけ明治天皇への敬意を看取できる。また三年前の『尚武論』で肯定的にとらえていた武家政治を、一転して政治上の進歩を阻害したと断じていることが分かる。また後述の如く後年尾崎は、帝室に悲運をもたらしたとして武家政治を難じたが、右の評論ではかような論理は見られない。

次に「帝室論」を骨格とした、尾崎の代表作『立憲勤王論』¹⁸⁾の内、尾崎の勤王論と憲政論との関連が表現されている「第十章 政党内閣主張の由来」をみる。前述した家庭環境により勤王心が育まれたことを明らかにした後、尾崎は次のように述べる。自分が言論界に入った頃藩閥の勢威は隆熾を極めており、勤王を重んずる境遇に育った自分は藩閥跋扈の実態を見て、平家、北条、足利を連想し長嘆した。そんな時トッドの『英国議院政治論』を読み初めて政

党内閣の運用を知り、政党内閣により藩閥跋扈を制し、皇室尊榮を保障すべしと思わず叫び、翻訳に着手し出版した。君意民心の一致を日本は精神的的方法により、英国は器械的方法により図ってきた。精神的的方法に加え器械的方法をもってすればその効果はより正確である。議院政治すなわち政党内閣を主張する所以であるが、主張の動機は帝室尊榮を保持・増進することである。自分の政党内閣論は「幼時養成せられたる勤王心」から始まり、その後の経験よりその効果を確信した。政党内閣を實行しない国の王位は「動搖不定の状態」にある中で、「中流砥柱の観」をなしているのは日英兩國のみである。¹⁶つまり尾崎は、帝室尊榮のために議院政治、政党内閣といった憲政論を主張し、勤王心から政党内閣論に至ったこと、「帝室論」で明らかにされた帝室尊榮を求める勤王論が、『立憲勤王論』でも繰り返されていることが分かる。因みに尾崎は大東亜戦争後、次のように述べている。多数党党首に組閣させることが君民一致であり、「皇統護持の根本要件」である、皇統を万世につなごうとする自分の「勤王の志」を『立憲勤王論』で述べた。¹⁷また、かつては求心力としての役割を重視した勤王論であったのが、平家、北条、足利を連想させる藩閥跋扈を嘆ずる勤王論となっている。前述の如く『立憲勤王論』はロシア革命後に出版されており、同書の中で革命により「傾覆」したロシア皇帝と政党内閣により「中流砥柱」となっている英国皇室とを対比させていただけに、かような論理が際立っている。因みに『立憲勤王論』の第六章「天佑と人事、真忠と偽忠」における、君民一致を妨げる偽忠臣を批判する件では、歴代天皇は時に「悲運」に遭い、外戚時代や源平・北條・足利・徳川時代には帝室尊榮に「多大の遺憾」があったとし、忠君愛国の徒が天皇大権に藉口する心理が陋劣なことは人を「嘔吐」させると批判している。¹⁸つまり同書における勤王論には、「悲運」に遭った天皇への悲嘆があり、しかるが故に天皇を政治利用するものを批判するに際し、「嘔吐」という言辞を使用するのである。この外にも大正十年には、神武天皇以来由緒正しい朝廷でも、武力が無いため島流しになる「悲惨な状況」に陥ったと述べている。¹⁹

憲政論の論拠となる勤王論は、先述した大正末期の『政治読本』でも述べられている。すなわち、日本の国体に関する「最大の誇り」は神武以来「一系連綿たる皇統」により統治され、今後もこれを伝承することである。日本史の大半は「悲憤慷慨」なしには読めない権臣跋扈の「忌はしい暗黒時代の記録」である。曾我・藤原の増長は暫く措き、北条は天皇を鳥流しにし、足利は北朝を擁立、徳川は二百五十年間政權を僭窃した。皇統断続の主因は君民離合の如何にある。立憲君主政治を完成し、これに依り君民一致を図る外はない。「国体の精華を無窮に誇りたい熱情」から政党内閣制を希望する。その理由は、「国体の精華は万世一系の皇室」であり、その原因は君意民心が常に合致しているからである。自分が多年政党内閣を主張する理由は憲政の円滑な運動のためだけでなく、君民和合のための「理想的人為法」と信じるからである。君民一致の政治を実現し、これにより「国体の精華を無窮に維持する道」は、国民多数の意向を最も確に表現する衆議院の多数党党首に組閣させることである。¹⁰⁾「万世一系の皇室」という「国体の精華」を守り、君民一致による「国体の精華を無窮に維持」するための政党内閣という憲政論を大正末期にも求めていることが分かる。また同書でも、天皇を蔑ろにするものへの悲憤が「忌はしい」という文言で述べられている。つまりロシア革命後になると尾崎の勤王論に、天皇への悲嘆が際立つようになったことが分かる。

昭和初年代には軍備制限を求める著作の中で、尾崎は次のようにいう。特に憂えるべきことは戦争の帝室への影響である。世界の君主国は減少傾向にあるが、戦争があるとその傾向は急に現れる。第一次世界大戦によりドイツ、ロシア、オーストリアの三帝は廃され、イタリヤの皇帝はあれども無きが如しである。戦争ほど帝室に禍いするものはない。¹¹⁾同書は、日本は万世一系の皇室を奉戴しているので武力により防護する必要は「絶対でない」、神武建国以来一度も他国に服従したことがないので日本攻撃は困難であると述べている点から、軍備制限を求めることを主眼としていることに留意する必要があるものの、帝室尊崇の念は昭和になっても変わらないことが分かる。

帝室尊榮や「国体の精華」を守るための憲政という主張は、日本においてイタリアのファシズムやドイツのナチス政治への賛意が強まり、あるいは軍部の政治介入が始まった昭和十年代も変わらない。例えば前述した、帝室を蔑ろにした北条・足利・徳川三幕府に擬えることによりファシズムやナチズムを批判した主張の他に、第七十回帝国議会での演説を挙げる事が出来る。同演説で尾崎は次のようにいう。武力を背景にした武門政治が如何なるものかは鎌倉から徳川までの七百年間からわかる。武門政治には「非常ニ危険ガ伏在」する。天皇の立場をどうするか、人民はどうなるかを考えても「恐ロシイ事」である。武門政治は容易に元に戻せないことは北条からの七百年間が何よりの実例であり、「実ニ恐ロシイ事」である。¹²⁹ 憲政論の観点から軍部の政治介入を批判する文脈であると同時に、勤王の立場から武門政治、すなわち軍部の政治介入を「危険」、「恐ロシイ事」と非難している。

議会演説とほぼ同時期に発表した評論では、次のように述べている。立憲政治の危機は「帝室朝廷の××」である。明治初年まで立憲政治は存在せず、それ故長い期間帝室は「悲しむべき」状態にあった。曾我・藤原の専横、鎌倉以後七百年の武門の擡頭により「朝廷の威武」は全く不振であった。君民一致であれば朝廷は尊榮し、君民が離れ、間に何者かが介入すると朝廷は窮境に陥り人民も困惑する。明治天皇は考慮の後、立憲政治で君民を一致させ、中間勢力を排除するより外なしと決心した。明治天皇の「最大の御偉業」は立憲政治の確立である。君民一致の為に「××」を政治から切り離さないといけない。¹²⁴ 立憲政治の危機は帝室の危機である、君民の間に貴族、武士が介入した時代の帝室は「悲しむべき」状態であった、立憲政治の確立が明治天皇の「御偉業」である、という主張は従来同様の内容である。しかし議会演説と異なり、明確に軍人の政治関与を否定してはおらず、尾崎自身が述べるように、議会外では「発言の自由」が制限されていることが分かる。

あるいは次のように言う。多数を得た政党党首に天皇が組閣させれば君意民心の一致となる。政府の行為はすべて天皇の裁可を得なければならぬ。この制度は天皇親政であると同時に、君意民心の一致をきたす仕組みである。鎌倉幕府以降約七百年間朝廷と人民とは疎隔していたが、こうした不幸を避けるには君意民心の一致を図らないといけない。君民一致を達する方法としては立憲政治以上のものはない。君民一致の為には立憲政治以外になく、そのためには情実による投票や買収があつてはならない。¹²⁵これは、勤王論を根拠とする憲政論である。また君民疎隔を不幸と認識していることが分かる。つまり昭和十年代になると尾崎は、勤王論に基づく憲政論を述べると同時に、勤王論を根拠としてファシズム、ナチズムや軍部の政治介入を批判したのである。

かような昭和十年代の尾崎のファシズム、ナチズムや軍部の政治介入への批判には、勤王心に基づく二つの論点がある。第一にファシズムやナチズムは日本の国体にそぐわないというものである。例えば次のように言う。ムッソリーニやヒットラーの仕事には無理があるが、彼らはやり損なつても自分一人だけの責任で済むけれども日本はそうはいかない。神武天皇以来連綿と継続してきた由緒ある日本がやり損つたら「飛んだこと」になる。¹²⁶独・伊両国における一代限りの政治体制は、皇統連綿たる日本の国体に適合しないというのである。

第二に、帝室を蔑ろにしたことへの悲憤である。例えば前述した、北条・足利・徳川三幕府が帝室を蔑ろにしたことに擬えた批判である。あるいは既述のように、第七十回帝国議会での演説において軍部の政治介入を武門政治に譬え、天皇の立場をどうするかを考えても「恐ロシイ事」である、と主張していた。また上述した議会演説とほぼ同時期の評論では、君民離間は「悲しむべき」ことである、同時期の著作では北條・足利・徳川の独裁時代に帝室は「無念に耐へないほどの悲運」にあつた、としていた。

因みに尾崎は帝室が蔑ろにされたことへの悲憤をこれまでも述べてきたが、昭和初年代には次のようにも批判して

いた。封建時代には今日では想像できないほどの「非理不法」が公然と行われた。勅使が徳川将軍の前で膝行し、平伏して勅命を伝えた。これは「実に乱暴狼藉の至り、切齒扼腕悲憤慷慨すべき事態」である。¹²⁷幕府の「乱暴狼藉」を「悲憤慷慨」すべきというのである。さらに昭和十年代には次のように非難する。講談ものでは忠臣蔵が最も優れているだろうが、感服できない筋が多い。大石内蔵助は朝廷の畏れ多い有様を知りながら涙を流すことはなく、自分の主人の為に命を落とした。¹²⁶悲憤を論拠とする勤王論は、大東亜戦争敗戦後も変わらない。すなわち、忠臣蔵四十七士は忠臣の手本とされるが「下等な忠臣」である。大石内蔵助はじめ京都で遊んでいた連中は御所が雨漏りしても葺き直せない状態を見ながら、忠義心を起こさず小大名のために生命を棄てた。¹²⁹大石をはじめとする忠臣四十七士の忠誠が天皇に向かわないことを批判し、「下等」とまで難じている。つまり前述の如く『立憲勤王論』で、藩閥跋扈をみて平家、北条、足利を連想し長嘆した姿勢は、大東亜戦争後まで不変であった。

昭和十年代に勤王論の観点からナチズムやファシズム、軍部の政治介入を批判した尾崎は、日米開戦後も勤王論を説き続ける。昭和十七年、前述の如く翼賛選挙が実施され、尾崎は非推薦候補として出馬し、次のような政見を発表した。日本は「世界に類例のない有難い」皇室を戴く国柄である。明治以降の国運の進歩は幾多の原因があるが、その中で「最も大切な重大」なものも明治天皇の働きである。明治天皇は五箇条の御誓文、憲法制定により人民の幸福安寧を保證するよう定めた。自分達は大御心を奉戴し立憲政治の発達に尽力、政党も組織し政党内閣の組織を命じられるようにすれば皇室と人民のために「最も安全」と考えた。¹³⁰皇室や明治天皇を称える勤王心だけでなく、勤王心より憲政論を説明している点が注目される。

尾崎の勤王論は、次の主張からも分かるように、大東亜戦争終戦の約一年後も変わらない。すなわち、第一党党首への組閣の天命により君意民心の一致が得られ、その政府の行為には裁可が必要である。したがって現在の政治制度

は天皇親政であると同時に「君意民心の融和一致を来すべき仕組」である。鎌倉幕府以降約七百年間朝廷と人民とが疎隔されてきた。君民一致を図る方法は第一に天皇の思し召しを人民に知らせ人民を指導すること、第二に投票に現出した意見を天皇が採用することである。君意民心を一致させるのは立憲政治以外にない。¹³¹ 憲政論を正当化するため勤王論であるだけでなく、鎌倉幕府以降約七百年間朝廷と人民とが疎隔されてきた史実を指摘している点は、繰り返して述べられてきた従来の主張と変わりが無い。

本章の検討より尾崎の勤王論は、生涯を通じ一貫した主張であること、勤王論から憲政論が生まれたことが分かる。換言すれば、家庭で育まれた勤王心から君意民心の一致を求め、君民一致をもたらすために憲政論を唱えたのである。また求心力としての帝室の役割を強調する勤王論が、特にロシア革命後は、帝室を蔑ろにするものへの悲憤を根拠とする勤王論を強調したことが分かる。

VI 結び

家庭環境、福澤論吉の存在や慶應義塾での人間関係、大隈の存在により政治を志した尾崎は、新聞・雑誌での評論や議会内外での演説により憲政論を唱え、立憲政治の確立に生涯を費やし、憲政の神と称されてきた。尾崎の憲政論は、昭和初年代に政党政治を否定するなどの変化を見せるが、常にその背後にあったのは勤王論である。換言すれば、勤王心から君意民心の一致を求め、君民一致をもたらすものとして憲政論を唱えたのである。尾崎の勤王論は家庭環境、とりわけ父親の影響により育まれた勤王心より生まれ、生涯一貫したものであった。¹³² 憲政の神と称された尾崎の本質は、勤王心にあるといえる。¹³³

本稿を結ぶに当たり、次の二点を指摘しておく。第一に、大正デモクラシーの象徴的存在であった吉野作造は、大正七年に次のように勤王論に基づく主張をしている。君主国には「国民の絶対的尊崇の中心」である皇室や王室が必要である。世界で君主国として「尤も安全なる国」は日本のみである。日本の国体が「万国に冠絶する所以」である。自分では日本の国体が冠絶していることを信じており、危険思想が横溢したとしても、日本の国体は何ら動揺しない。¹³⁴つまり吉野は、国民から「絶対的尊崇」を受ける天皇が存在する限り日本の国体は他の君主国に「冠絶」しており危険思想により動揺することはない、というのである。この主張から尾崎と同様に民本主義者吉野も勤王論を有していたといえる。第二に尾崎は大東亜戦争後、『民主政治読本』を始めとする著作や評論の中で民主政治という文言を多用したが、戦前には例外的に「民主的」、「民衆主義」という言辞を用いたに過ぎない。¹³⁵かような尾崎の各時代における政治思想の検討は、別稿に譲る。

【注】

- (1) 連続当選をし続ける尾崎に対し、連続当選の方法を問い合わせるものが少なくなかったという(尾崎行雄『日本はどうなるか』(五城楼、昭和十二年四月二十五日)四六頁)。
- (2) 翼賛選挙における尾崎に関しては拙稿「翼賛選挙と尾崎行雄―尾崎の政治思想との関連―」(『平成法政研究』第九卷第二号(二〇〇五年三月三十一日)所収)を参照のこと。
- (3) 尾崎の伝記作家伊佐秀雄は、前者を尾崎自身が快心作と思ひ世間からも好評を博したと、後者を尾崎の演説の中でも最も有名であり「畢生の名演説」とされるが、尾崎自身は満足していない演説とし、両演説を内閣の非立憲性を責めた点で「好一対」と評している(『新装版 尾崎行雄』(以下『新』)(吉川弘文館、平成四年十一月二十日)八五頁、八八頁)。
- (4) 尾崎の普通選挙運動に関しては拙稿「尾崎行雄の普通選挙論」(『選挙研究』第十三号(一九九八年二月二十八日)所収)を

参照のこと。

(5) 尾崎の軍備制限運動に関しては拙稿「尾崎行雄の軍備縮小論」〔平成法政研究〕第六卷第一号（二〇〇一年十一月三十日）所収）を参照のこと。

(6) 尾崎の盟友川崎克の次男川崎秀二は、自著「勇気ある政治家たち―自由主義者のレジスタンス―」（仙石出版社、昭和四十六年九月十五日）において、第一章を「議会政治の父 尾崎行雄」とし、その中で「憲政の神」、「議会政治の父」といわれたとしている（二二頁）。また川崎は別著「憲政に光を掲げた人々」（憲政に光を掲げた人々普及会、昭和五十三年六月一日）の第四章を「議会政治を擁り抜いた人々」と題し、尾崎を筆頭に犬養毅、齋藤隆夫、浜田国松、川崎克、芦田均、鳩山一郎、片山哲、石橋湛山、松村謙三を取り上げ、尾崎は「憲政の神」、「議会政治の父」と呼ばれ、約七十年の政治生涯は「民主政治の確立のための闘いであった」と評している（一七五頁）。

首相経験者あるいは後の首相は次のように述べる。「今や憲政の先覚者悉く世を去つて、ひとり尾崎さんのみ、今なほ高寿高格の余生を保たれている」（鳩山一郎「序文」（石田秀人「罌堂言行録」〔時局社、昭和二八年一〇月二八日〕所収）、「立憲政治の開拓者」、「秀れた議員政治家として、其一生を憲政発達のため捧げてきた」（菅田均「序文」（同上書））。

また翼賛選挙に端を発する不敬事件に対する上告審判決文では、「憲政史上ニ於ケル功績ハ世人周知ノトコロ」とされてい
る〔上告審判決〕（我妻栄編『日本政治裁判史録 昭和・後』〔第一法規出版、昭和四五年一月一〇日〕所収 四九二頁）。

學術研究では、連続当選を重ね「憲政の神様」との異名を得ていた（松尾浩也「尾崎行雄不敬事件―売家と唐様で書く三代目―」（前掲我妻栄編『日本政治裁判史録 昭和・後』所収 四七六頁）、第一次護憲運動により犬養と共に「憲政の神様」と称された（富田信男「尾崎行雄の民主政治論と日本政治」（『尾崎行雄の政治理念と世界思想の研究』〔総合研究開発機構、平成四年八月十日〕所収 三四頁）、犬養とともに憲政二柱の神と呼ばれる（秋山専一「尾崎行雄における国権論と民権論の構造」（同上書 六六頁）、「憲政の神」（ジエームズ・リブソン「尾崎行雄の桂内閣弾劾の立憲思想の背景」（同上書 七四頁）、自由主義者の長老的存在であり「憲政の父」（スーザン・L・フィンチ「尾崎行雄の国際的イメージ」（同上書 一三六頁）、第一次護憲運動の先頭に立ち犬養毅と共に憲政の神様といわれるに至った、戦後は「憲政の長老」とされた（宇野俊一「尾崎行雄―孤高の政治家の信念と遺言」（家永三郎編『日本平和論大系 六 吉野作造 石橋湛山 尾崎行雄』〔日本図書センター、一九九三年十一月十日〕所収 四六一頁）、犬養毅と共に「憲政二柱の神」として脱帽される存在（上田博「尾崎行雄―議会の父」と謝野晶子（三二書房、一九九八年三月十五日）一五頁、「憲政の神」、「議会政治の父」と仰がれながら永眠（石田尊昭・谷本晴樹「罌堂言行録 尾崎行雄の理念と言葉」（世論時報社、平成二十二年十一月二十五日）四〇頁）を

参照のこと。

一般書では、「憲政の神」あるいは「憲政の神様」(高野清八郎『人間尾崎行雄』(新使命社関西支社、昭和二十八年二月十日)二三頁、「尾崎行雄の生涯」(尾崎聖堂記念館保存会、昭和五十七年)二頁、野村英一『慶應義塾 三田の政治家たち』(雄山閣出版、平成九年十二月五日)一三三頁、竹田友三『憲政の人・尾崎行雄』(同時代社、一九九八年一月二十五日)三頁、「日本民主主義の父」(沢田謙『尾崎行雄伝 上』(尾崎行雄記念財団、昭和三十六年十一月一日)三頁、「日本民主主義の父」、「憲政の父」(石田正一、絵本 憲政の父 尾崎行雄の生涯」(尾崎行雄記念財団、昭和五十八年十一月一日)四頁、六〇頁、「憲政の父」(大来佐武郎「推薦のことば」(相馬雪香「心に懸ける橋」(世論時報社、平成七年十月一日)一頁、「憲政の神」、日本議会政治を導いた「巨人」(川越智子「漫画 尾崎聖堂」(尾崎行雄を全国に発信する会、平成六年五月一日)一頁)がある、犬養毅と共に第一次護憲運動の先頭に立ちそれ以来二人は「憲政二柱の神様」と称された(読賣新聞政治部編『時代を動かす政治のことば―尾崎行雄から小泉純一郎まで』(東信堂、二〇〇一年十一月十日)四五―四六頁)。

また『日本史用語集 A・B共用』(山川出版社、二〇一五年十一月二十五日)でも尾崎は、第一次護憲運動・普選実現に尽力、敗戦後まで五十年間衆議院議員として活躍し憲政の神様と称された、としている(二八九頁)。因みに高校日本史Bの教科書八冊中八冊が尾崎を記載しており(同上)、『高校日本史 B』(実教出版、平成二十八年一月二十五日)、『日本史B 最新版』(清水書院、平成二十八年二月十五日)、『新選日本史B』(東京書籍、平成二十八年二月十日)、『日本史B 成社、平成二十八年三月三日)、『詳説日本史B』(山川出版社、平成二十八年三月五日)で第一次護憲運動における尾崎について言及している。

(7) この点に関し保坂正康氏は、尾崎は「憲政の神様」、「議会政治の申し子」と評されるがそれには「相応の理由」がある、六十三年間代議士であり続けこの記録は日本ではいまだに破られていない、つまり尾崎は「議会政治そのものの具現者」であるとしている(「保坂正康「近代日本政治の一本の芯」(尾崎行雄「近代快傑録」(中央公論新社、二〇一四年二月十日)所収)一頁)。前掲宇野論文でも、一十五回連続当選という「憲政史上の金字塔」と評されている(四六〇頁)。

(8) 拙稿「尾崎行雄のシナ征伐論」(『平成法政研究』第十九巻第一号(二〇一四年十月)所収)を参照のこと。

(9) 尾崎の国際協調論並びに満洲事変批判とトーン低下については、拙稿「尾崎行雄の国際協調論」(『法学研究』第六十八巻第一号(平成七年一月)所収)を参照のこと。

(10) 前掲拙稿「尾崎行雄の軍備縮小論」を参照のこと。

(11) 前掲拙稿「尾崎行雄の普通選挙論」を参照のこと。

- (12) 尾崎行雄「自序」(『愕堂集』)〈讀賣新聞社、明治四十二年五月二十八日〉所収)の最後に「丁未初秋」とあり、出版されたのは明治四十二年であるが、「自序」が書かれたのは明治四十年であることが分かる。
- (13) 同右、一頁。
- (14) 栄沢幸二氏は尾崎に対し憲政の神という「理想化された尾崎評」と『変節改論の徒』という酷評の両評価が存在することを指摘している。栄沢幸二「尾崎行雄 近代民主主義的ナショナリストの「典型」(和田守・竹山護夫・栄沢幸二「近代日本」の思想(2) 徳富蘇峰／大杉栄／尾崎行雄」)〈有斐閣新書、一九七九年三月二十五日〉所収)二四五頁。また 時任英人氏は尾崎を、鶴崎鷺城の評論を引用し「デマゴグ」と位置付けている(時任英人「犬養毅—リベラリズムとナショナリズムの相剋」)〈論創社、一九九一年十月二十日〉三頁。
- (15) 尾崎の戸籍上の生年は安政六年であるが、実際は安政五年であるという(伊佐秀雄『尾崎行雄伝』(以下『伝』)〈尾崎行雄伝刊行会、昭和二十六年四月二十日〉二八頁。十一月二十日が新暦か旧暦かを伊佐は明らかにしていない(同上頁、伊佐秀雄『新装版 尾崎行雄』(以下『新』)〈吉川弘文館、平成四年十一月二十日〉一頁。両書巻末の年譜も同様である。また『新全集』第十二巻所収の「愕堂年譜」でも戸籍上は安政六年生まれだが実際は安政五年であることは明記してあっても、十一月二十日が旧暦か否かを記していない(六三三頁)。尾崎自身は大東亜戦争後、「安政五年(十一月二十日。西暦一八五八年十一月二十四日)生れ」と述べている(尾崎行雄「客と語る」)〈太平社、昭和二十三年九月十日〉一頁。ただし『新全集 第十巻』所収の「客と語る」では、「安政五年(西暦一八五八年)十二月二十四日生れ」と表記されている(四八一頁)。
- (16) 塾に反抗的態度をとったため明治八年退学となった、塾監局は放校処分しようとしたが福澤が哀れんだため自主退学となったという「補注(ひと) 7 尾崎行雄」(慶應義塾編『福澤論吉書簡集 第二巻』(岩波書店、二〇〇一年三月二十三日)所収)三八七頁。
- (17) 正式には『東京曙新聞』であるが通称は『曙新聞』である。明治四(一八七二)年五月木戸孝允の発案により『新聞雑誌』が創刊され、明治八(一八七五)年一月に『あけぼの』、同年六月に『東京曙新聞』に改題した。同年四月末広鉄腸が主筆として入社すると急進論を唱え始めたという(内川芳美『東京都新聞紙 その一 幕末・明治前期』(日本新聞協会編『地方別日本新聞史』(日本新聞協会、昭和三十一年九月二十五日)所収)一一五頁。また、木戸孝允が関わる出資により明治四年五月に創刊された『新聞雑誌』は御用新聞となったが、明治八年四月に末広が入社すると反政府紙となったとも評されている(伊藤正徳「本編 第一章 創生から明治期」(日本新聞百年史刊行会編『日本新聞百年史』(日本新聞百年史刊行会、昭和三十六年二月十日)所収)二二四―五頁)。このことから、尾崎が投稿した時に同紙は急進的、あるいは反政府的であったと

- いえる。
- (18) 尾崎行雄『罇堂自伝』(以下『戦前自伝』)(罇堂自伝刊行会、昭和十二年二月二十日) 三六頁。
- (19) 新聞への投書が「才名ヲ鳴ラス」ことになったという「高橋忠治郎『帝国議会 議員候補者列伝』(庚寅堂、明治二十三年四月十五日) 六頁。『日本人物情報大系 第二十二巻』(皓星社、二〇〇〇年一月一日) に所収された復刻版を使用。以下同復刻版を使用する場合、皓星社版と略記し巻数を示す。
- (20) 「尾崎行雄氏談話速記 昭和十三年五月二日(一) 十三年一月七日」(広瀬順皓監修・編集『憲政史編纂会旧蔵 政治談話速記録 第二巻 井上敬次郎氏談話速記・尾崎行雄氏談話速記』(ゆまに書房、一九九八年十一月二十五日) 所収) で尾崎は自分の少壮期の思想を聞かれ、次のように答えている。少壮期の思想は「全部立憲政治に帰着」する。ピット、グラッドストーン、ディズレーリー、ビスマルクの伝記を読み面白く思った。そうしたものが「大分私を造つて居る」。原稿料や印税に関しては、藩閥政府から生活を圧迫され、生活の根本を止められたため、「書物などでパンを得る」しかなかった(同上書、一九六―七頁)と述べている。
- (21) 尾崎行雄『学堂回顧録』(実業之日本社、大正二年十二月八日) 六九頁。
- (22) 当初は朝吹等の援助により犬養が洋行する予定であったが、朝吹が犬養を説き尾崎に振り替えることになったという(沢田謙『尾崎行雄伝 (上巻)』(尾崎行雄記念財団、昭和三十六年十一月一日) 一九〇頁)。
- (23) 「帝室論」は「帝室論」と題し、明治二十一年十二月に博文堂・朝陽堂より出版されたという(『新全集』第三巻、五四八頁)。
- (24) 伊佐は「帝室論」を、尾崎の「終始一貫せる政治思想の根本を成した」としている(『伝』、三七一頁)。
- (25) 明治二十一年の欧米旅行では、先ず米国に赴き、回国を「正理公道」の国と捉え、以後道義国家という認識は少なくとも大正期までは変わらない(前掲拙稿「尾崎行雄の軍備縮小論」を参照のこと)。尾崎の対米認識の分析に関しては別稿に譲る。
- (26) 上島長久「犬養と尾崎」(『太陽 臨時増刊』第十九巻第四号(大正二年三月十五日) 所収) 一六三―一四頁。
- (27) 「現代人物一百人 尾崎罇堂」(『日本及日本人』第八一八号(大正十年九月二十日) 所収) 一〇〇頁。入場料に関し、当初尾崎と大阪朝日新聞社との間で対立があった。前者は徴収を求め、後者はこれを拒否したが、社長の村山龍平の判断で徴収することになった(鎌田敬四郎『五十年の回顧』(朝日新聞社・非売品、昭和四年二月二十五日) 三二―三三頁)。
- (28) 尾崎は正義と信念で終始一貫し清廉潔白の士であるが今や政界より隠れた観あり、老いたりといえども「眠れる獅子」である、と評するものがあつた(『岩崎徂堂』「壯談快拳 歴代閣僚伝 青少年時代編」(玲文社、昭和九年四月十五日)、皓星社版・第二十八巻) 八二九頁。

- (29) もっとも大正末期には既に次のように称讃されている。連続当選十五回、島田沼南、河野磐洲がなくなった今日、代議士として「屈指の一人」、「天下の名士、日本の選良」である〔加藤紫泉『新代議士名鑑』(国民教育会出版部、大正十三年七月十二日〔暗星社版・第二十六卷〕二七七頁)〕。
- (30) 大石末吉『普選の勝者 代議士月旦』(東京平和新報社出版部、昭和三年九月十八日〔暗星社版・第二十七卷〕一九四頁)。
- (31) 前掲岩崎「壮談快拳 歴代閣僚伝 青少年時代編」、八七一頁。
- (32) 渡辺貴知郎「爾正選挙普選第四回 政戦のあと」(普選徹底会、昭和十一年十一月五日〔暗星社版・第二十八卷〕九四頁)。
- (33) 尾崎行雄「軍部の横暴を戒む」(『新全集 第八卷』四五二頁、四六〇―一頁)。
- (34) 南郷次郎「尾崎行雄氏の反軍思想を匡正す」(海軍有終会、昭和十年四月)一一二頁、二九頁。
- (35) 「新」、一一二八頁。例えば『東京朝日新聞』(以下『東朝』)は尾崎の演説に関し、十二段に亘り報じた(国防費激増の誘因／内外の何れに在りや／国策の対本を確立せよ)〔昭和十二年二月十八日〕。また同紙は、号外一面ほぼ全面を用い、尾崎の演説を報じた(緊張の議場に響く尾崎罌堂翁の熱弁)〔『東朝』昭和十二年二月十八日号外〕。
- (36) 「憲政本義と運用／尾崎氏けふ信念披瀝」(『東朝』昭和十二年二月十七日)。
- (37) 「東朝」はコラムの中でも、「初期議会以来の議員として唯一人の存在」と評している(白亜の録音 罌堂登壇と時勢の變化、昭和十二年二月十八日)。
- (38) 「伝」、一一二七―八頁。
- (39) 前掲拙稿「翼賛選挙と尾崎行雄―尾崎の政治思想との関連―」を参照のこと。
- (40) 「新」、一四六頁。
- (41) 「尾崎氏十六万票」(『朝日新聞』(大阪本社版) 昭和二十一年四月十二日号外一面)。
- (42) 「十三区の当選判明／進歩、自由が優勢／齋藤、西尾、志賀氏ら栄冠」(『朝日新聞』(西部本社版) 昭和二十一年四月十二日)。
- (43) 「両社党はやや進出／改進黨は伸び悩む／尾崎翁は絶望／二十六回目の出馬」(昭和二十八年四月二十日)。
- (44) 「尾崎翁遂に落選？」(昭和二十八年四月二十日)。「朝日新聞」(西部本社版) も同一記事を一面へソで報じている(「尾崎翁の落選確実／清瀬改進黨幹事長も落つ」〔昭和二十八年四月二十日〕)。
- (45) 「今日の問題」(昭和二十八年四月二十日夕刊)。
- (46) 以上明治十年代の政治小説に関しては、岡野他家夫『日本近代名著と文献』(有明書房、昭和四十二年十一月十日) 一一―三三頁を参照のこと。

- (47) 『伝』、一一六、三三七頁。
- (48) 前掲「尾崎行雄氏談話速記 昭和十三年五月二日～十三年一月七日」、二〇二頁。
- (49) 尾崎行雄『民権闘争七十年』（以下『七十年』）（読賣新聞社、昭和二十七年五月三十日）一四頁。尾崎が初めて書いた自伝『学堂回顧録』には板垣らの国会開設運動に言及しても建白書には触れず、したがって建白書に感激し政治家になったとの記述もない（一七八頁）。『戦前自伝』も同様であり（五一―五三頁）、同書の別の個所では父行正は幕末期板垣の配下であり幼少期より板垣を尊敬するよう育てられたと述べても、建白書には触れていない（一九六頁）。尾崎行雄『日本憲政史を語る（上）』（以下『語る上』）（モナス、昭和十三年四月十日）では、建白書提出後の自由民権運動に触れ、自分は年齢が十八歳になつており、「どうしてもかうした国情の影響をうけないではゐられなかつた」と述べるにとどまっている（五七頁）。
- (50) 永川俊美「名土半生の雄弁」（十六）司法大臣 尾崎行雄（『雄弁』大正四年一月号）一一四―一六頁。同評論はまず永川による尾崎の紹介が記され、その後は尾崎による文章である。一一五頁の小見出しは、「十一 何時の間にか政治家」である。
- (51) 『七十年』一三頁、一六頁。
- (52) 「鈴木長蔵宛」（明治十二年九月十八日）（『福沢諭吉書簡集 第二卷』〈岩波書店、二〇〇一年三月二十三日〉所収）二五〇頁。なお古渡に關し尾崎は、「文筆も頗る達者な人」と評している（『戦前自伝』、四二頁）。
- (53) 尾崎は明治七年五月入塾、明治九年初めに退学とされている（長南伸治「VII 社中の人びと 尾崎行雄」（慶応義塾史事典編集委員会編『慶応義塾史事典』〈慶応義塾、二〇〇八年十一月八日〉所収）六三六頁）。
- (54) 『戦前自伝』、二五―二六頁。なお同誌の記者に古渡もいた（同上書、三七頁）。
- (55) 尾崎行雄『罌堂放談』（今日の問題社、昭和十四年一月十八日）一五頁。
- (56) 『戦前自伝』、四七―八頁。もっとも『七十年』では、開かれたばかりの県会を書記として指導したと述べている（二〇頁）。
- (57) 『語る上』、七二―四頁。
- (58) 尾崎行雄『江戸拂被仰付』るまで』（『大観』大正七年十月号）二二二頁。
- (59) 『戦前自伝』五〇―一頁。
- (60) 『戦前自伝』、五一―二頁。
- (61) 『新』、四〇頁。
- (62) 『語る上』、八三―四頁。
- (63) 大東亜戦争後尾崎は、大隈は自分にとり「親同様の人」であり自分は大隈の「門下生同様の生ひ立ち」であつたと語ってい

- る「尾崎行雄（聞く人 渡辺幾治郎）「大隈侯と私」（早稲田大学大隈研究室編『大隈研究―大隈と外交―』第二輯〈昭和二十七年十月二十日〉所収）一九一頁。
- (64) 尾崎行雄「『不敬事件』感想録」（『新全集 第九卷』所収）で尾崎は、『英国議院政治論』により初めて「議院政治の運用を理解」した、以前に読んだ欧米の憲法論等では議会政治運用の実際が理解できなかった、と述べている（二三〇頁）。また尾崎が稲田正次に語ったところによれば、明治十四年七月に矢野の推薦により任官し、「矢野の筋」から『英国議院政治論』を渡され尾崎は翻訳した、その後尾崎は英国流議院内閣制を模範として憲法擁護を主張する際常に同書を参照した、という（稲田正次「解説」（『新全集 第一卷』所収）三九六―七頁）。
- (65) 尾崎行雄「憲政の危機」（大正九年八月起草）（『政戦余業 第一輯』（大阪毎日新聞社、東京日日新聞社、大正十二年二月十九日）所収）一一五頁。
- (66) 尾崎行雄「序文」（『七十年』、一頁）。
- (67) 齋藤憲司「英国型政治制度はなぜ普及したか」（国立国会図書館調査局及び立法考査局編『レファレンス』平成二十三年十二月号所収）二四―五頁。同論文では、憲政の神様と後に言われた尾崎行雄が「On Parliamentary Government in England」を翻訳し『英国議院政治論』として出版したことを紹介している（同上、二五頁の注（54））。
- (68) 齋藤憲司「日本における『議院内閣制』のデザイン」（『レファレンス』平成二十二年十一月号所収）一八頁。
- (69) Oxford Dictionary of National Biography Volume 54, Oxford University Press 2004, New York. P872
- (70) 尾崎行雄「帝室論」（明治二十一年十二月、『新全集』第三卷）五五―七頁。
- (71) 「代議政体に必要な政治上の習慣の養成せざる可らざる所以を論ず」（明治十六年三月、『新全集』第二卷）三〇六―八頁、三一〇―一一頁。
- (72) 別の評論で尾崎は、立憲政体は言論により勝敗を争う政体であり、「言論政体」であるとも述べている（宜しく国会の準備を急にすべし）（『新全集』第三卷）八五頁。同評論の発表年月日は不明であるが、国会開設直前から開設後の数年間にわたる尾崎の政治論を集めた「政治及び政党論集」に所収されている（同上書、六七頁）。
- (73) 尾崎行雄「詔求直言論」（明治十六年五月、『新全集』第二卷）三一九―二〇頁。
- (74) 「帝国君民の天職」（明治二十三年四月六日、『新全集』第三卷）一九九―二〇〇頁、二〇二―三頁、二〇七―八頁。
- (75) 前掲「憲政の危機（大正八年九月起草）」、二二八頁。昭和期の尾崎も次のように述べる。明治二十一年からの欧米旅行中英国で議院政治の研究をしていたが、英国の友人の中には、英国の制度は英国においてのみうまくいく、欧洲大陸ですら満足に

行なえない、ましてや東洋では不可能と忠告したものがあつた。自分は英国人にできて日本人にできぬはずはないと思ひ「非常な意気込み」で帰国した(『風雲閣閑話』(岡倉書房、昭和十三年六月二十日)五七頁)。猿に譬えられたとの記述はないもの、日本人には憲政運用はできないといわれたことが刺激となつたことでは共通している。

(76) 尾崎行雄「第一篇 憲政の本義」(前掲『政戦余業 第一輯』所収)、九一―三頁。同文は二頁には大正元年十月起草と、七十二頁には大正三年一月起草と記されている。

(77) 尾崎行雄「第二篇 解散と普選」(大正九年三月起草)(前掲『政戦余業 第一輯』所収)、八八頁、一〇五―一六頁。

(78) 同右、七三頁。

(79) 尾崎行雄「立憲勤王論」(文芸堂書店、大正六年十二月二十五日)一六頁、二五頁、三八頁、四〇頁、六〇―一六三頁、七〇頁。

(80) 米騒動に関しては、一昨年(大正七年)加地注「各地で小暴動があつたが、この小暴動は他日「大暴動」になりそうな形勢であるとし「尾崎行雄」戦後の列国と孤立せる日本」(『憲政』第三卷第二号(大正九年二月十日)所収、復刻版・柏書房(一九八六年三月二十五日)十一頁)、直接行動論については、欧米は革命を「免れ難き状況」としていた(尾崎行雄「想像以上に後れたる日本 大隈侯爵に宛たる尾崎行雄氏の書簡」(『天観』大正八年十月号)一六六頁)。

(81) 拙稿「尾崎行雄の普通選挙論」参照のこと。

(82) 前掲「第二篇 解散と普選」(大正九年三月起草)、八五―一六頁、一〇二―一三頁、一一三―一四頁。

(83) 前掲尾崎「政治読本」、二一六頁、一九二―二〇頁、三二―二頁、三七―四一頁、四六頁、六〇頁、一一〇頁、一一四―一五頁、一九三頁。

(84) 尾崎行雄「民主政治読本」(昭和二十二年七月、『新全集 第十卷』)八一頁。

(85) 尾崎行雄「世界復興の最高理想 政党政治は既に旧制度の遺物と化す 新政治組織研究の提唱」(『新使命』昭和六年七月号)九頁。

(86) 前掲尾崎「立憲勤王論」、三九頁。

(87) 「軍人内閣を造れ(選挙区民にあつた時局に対する所感) 軍部の所信を断行せしめよ」(『新使命』昭和七年七月号)三頁。

(88) 「処世記」(千倉書房、昭和十年三月十日)七三―四頁、一一二―〇頁。

(89) 前掲尾崎「日本はどうなるか」、二九頁、一一〇―一頁。

(90) 「官報号外 昭和十二年二月十八日」一一九―二〇頁。

- (91) 尾崎行雄「憲政の爲めに志を述べ」(『文藝春秋』昭和十二年三月号) 七一頁、七三頁。
- (92) 前掲尾崎「民主政治読本」、七二頁、九〇頁。
- (93) 前掲尾崎「日本はどうなるか」、四頁、一一二頁。
- (94) 尾崎行雄「罌堂放談」(今日の問題社、昭和十四年一月十八日) 八八―九頁。
- (95) 横山昇一編「大東亜建設 代議士政見大観」(都市情報社、昭和十八年六月三十日、皓星社版・第二十九卷) 二九五頁。
- (96) 同右書、九八〇―九八二頁。
- (97) 尾崎行雄「随想録」(紀元社、昭和二十一年七月十五日) 七九頁。
- (98) 尾崎行雄「戦後の政治家に与う 議員生活七十年の経験より」(『改造』昭和二十五年二月号) 八四―五頁。
- (99) 前掲尾崎「立憲勤王論」、八八―九頁。
- (100) 『伝』、四六頁。
- (101) 尾崎は、自分の一族は皆和学を学び、皆勤王であったと述べている(『風雲閣閑話』(岡倉書房、昭和十三年六月二十六日) 二二頁)。したがって父親のみならず親族の影響もあり尾崎に勤王心が芽生えたと推測できる。
- (102) 尾崎行雄「英国議院政治論 内閣更迭史」(自由出版会社、明治十五年七月三十日) 序四―七頁。このトッドの自序は「内閣更迭史」のものではないが、同書を最初に出版するので本書に移したと出版者であり自由出版会幹事の三宅虎太は記している(同上書、序八頁)。
- (103) 同右、八頁。
- (104) 尾崎行雄「英国議院政治論 至尊一名王室篇」(自由出版会社、明治十五年七月三十日) 七八―九頁。
- (105) 尾崎行雄「学英乎学普乎」(明治十五年七月九日、十一日、十二日、『新全集』第一卷) 二六八頁。
- (106) 『官報号外 明治二十七年五月十八日』、四五頁。
- (107) 『官報号外 大正二年二月六日』、一五頁。
- (108) 先行研究では、「玉座を以て」の件を引用し、犬養とともに憲政の神様と称されるようになった「人生のハイライト」と評されている(宇野俊一「第二五代 第三次桂内閣」(『日本内閣史録 第二卷』所収) 三三六―九頁)。
- (109) 前掲『戦前自伝』、二八―三三頁。
- (110) 山本四郎「大正初頭の国体観皇室観―尾崎の護憲演説・西園寺の違勅問題を中心に―」(『史林』第六十二卷第五号(一九七九年九月一日) 所収)。

- 〔110〕前掲尾崎「皇室論」、五四九―五二頁、五五六―七頁。
- 〔111〕尾崎行雄「尚武論」(集成社書店、明治二十年十月再版) 九六一―八頁。初版は明治十三年である。
- 〔112〕もつとも尾崎は「尚武論」が出版された明治十三年に、次のように皇室の悲運を指摘してもいる。幕末には愛国の士が「切齒扼腕して皇室の式微を嘆じ、幕府の暴虐を憤り」、禍乱が生じそうな情勢にあった(『帯剣論』(『旧全集』第四卷) 一四頁)。
- 〔113〕尾崎行雄「日本の運命を論じ併て日本人の義務に及ぶ」(明治十六年七月、『新全集』第二卷) 三三七―八頁、三四五頁。
- 〔114〕例えば伊佐は、尾崎の一貫した「志操と信念の根底」を「立憲勤王論」にまとめた、「皇室論」は尾崎の「名著中の一つ」とされる「立憲勤王論」の骨格を形成している、と評している(『伝』 四頁、三七―一頁)。
- 〔115〕前掲尾崎「立憲勤王論」、八九―九〇頁、九二―三頁。
- 〔116〕前掲尾崎「立憲勤王論」、三七頁。
- 〔117〕前掲尾崎「民主政治読本」、三七頁。
- 〔118〕前掲尾崎「立憲勤王論」、四七頁、五六頁。
- 〔119〕尾崎行雄「政界革新の根本」(大正十年四月) (前掲尾崎『政界余業 第一輯』所収、一七八頁)。
- 〔120〕『政治読本』(日本評論社、大正十四年九月十五日) 三四―八頁、六二―四頁。
- 〔121〕尾崎行雄「軍備制限」(日本評論社、昭和四年十二月十五日) 九二―一頁。
- 〔122〕同右、六頁、五四頁。
- 〔123〕『官報号外 昭和十二年二月十八日』 一二〇頁。
- 〔124〕前掲尾崎「憲政の為に志を述べ」、七〇頁、八〇頁。
- 〔125〕『罌堂放談』(今日の問題社、昭和十四年一月十八日) 八七―九〇頁。
- 〔126〕同右、二一〇頁。
- 〔127〕尾崎行雄「罌堂漫談」(日本評論社、昭和四年一〇月五日) 二八〇―一頁、二九〇頁。あるいは次のようにも言う。古来土地・人民は天皇の所有物であったが、臣民が武力でこれを略奪し甚だしいものは天皇を島流しにして、山奥に追い込み、座敷牢同然のところに入れた。甚だしい「大逆無道」である。こうした乱暴狼藉が鎌倉以後七五〇年間承認されてきたが、明治の初めに一変し、版籍奉還を唱え無条件に天皇に奉還した(前掲尾崎「軍備制限」、四七―八頁)。
- 〔128〕前掲尾崎「日本はどうなるか」、三五頁。
- 〔129〕尾崎行雄「わが遺言」(昭和二十六年、『新全集』第十卷) 三二―九頁。
- 〔130〕「三重県第二区選挙人諸君に告ぐ」(『横山昇一編』『大東亜建設 代議士政見大観』(都市情報社、昭和十八年六月三十日) 所

収、『日本人物情報大系 第二十九巻』（皓星社、二〇〇〇年一月一日）「六〇九—一〇頁」。

〔政戦六十年の跡〕『随想録』（紀元社、昭和二十一年七月十五日）所収 七八—九頁。

〔132〕石田圭介「十 尾崎行雄『立憲勤王論』」（同編著『近代知識人の天皇論』（日本教文社、昭和六十二年三月二十五日）所収）

でも、尾崎の尊皇心は終生変わらなかった、明治天皇への畏敬の念が尾崎の「曲折の多かつた生涯」を支えていた、と評されている（二〇三—四頁）。

〔133〕日本を日本人の日本たらしめる一君万民思想が「立憲政治の典型」である尾崎の「信条である。主義精神」であると評されていた（前掲渡辺『爾正選挙普選第四回 政戦のあと』、九五頁）。

〔134〕吉野作造「如何にして国体の万全を期すべき」（『新人』第十九巻第七号（大正七年七月一日）所収）七—八頁、十二頁。

〔135〕大東亜戦争前に尾崎が「民主的」、「民衆主義」という文言を用いた実例として、今の日本人は封建思想により「今日の民主的立憲的時代」に対処しようとしている（尾崎行雄「余は何故議會に興味を失ひたるか」（『実業之世界』大正十年二月号）

一〇〇頁）、一般投票（国民投票の意—加地注）は代議制度の不備を補い民意実行を期すための「民衆主義的制度」である（前掲尾崎『政治読本』、八二—三頁）というものがある。また昭和二十一年に尾崎は衆議院で、かつて日本に「民主主義ナドト

云フ思想ハ少シモナイ」、「迂闊ニいえば牢に入れられる時代であった、とも述べている（『官報号外 昭和二十一年初月二十五日』、五〇—六頁）。尾崎が戦前に民主政治という文言を多用しなかった理由として、言論の自由への規制等種々予測できるが、

前述の如く、別稿で検討する。